

伊勢市社会福祉協議会 虐待防止のための指針

(虐待防止に関する基本的な考え方)

第1条 社会福祉法人伊勢市社会福祉協議会(以下「本会」といいます)においては、以下の考え方に基づき虐待の防止に取り組めます。

◇基本方針

本会は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律124号)(以下「高齢者虐待防止法」といいます)、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律79号)(以下「障害者虐待防止法」といいます)及び児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)(以下「児童虐待防止法」といいます)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の目的のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置等を定め、全ての職員がこれらを認識し、本指針を遵守し、福祉の増進に努めるものとします。

虐待を防止するために、職員へ研修を実施します。

◇虐待に該当する行為

虐待に該当する行為は、高齢者虐待防止法第2条、障害者虐待防止法第2条、児童虐待防止法第2条、児童福祉法第三十三条の十に定義する行為をいいます。

具体的には、以下の通りです。

高齢者虐待防止法第2条5項の1

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

障害者虐待防止法第2条7項

- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者

に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用する他の障害者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける他の障害者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

児童虐待防止法第2条

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(注釈:保護者からの虐待が対象)

児童福祉法第三十三条の十

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(注釈:施設職員や里親からの虐待が対象)

(虐待防止責任者に関する事項)

第2条 本会では、虐待防止に努める観点から、本会が運営する地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所、介護サービス事業所(介護予防・日常生活支援総合事業を含む)、障害福祉サービス事業所、指定計画相談支援事業所(一体的に運営する指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所を含む)、日中一時支援事業、及び、地域活動支援センターの管理者、身体障害者福祉センター、及び、障がい者地域相談支援センターのセンター長、児童館の館長、放課後児童クラブの施設長を「虐待防止責任者」に選任します。

(虐待防止委員会の組織に関する事項)

第3条 本会では、虐待防止に努める観点から、「虐待防止委員会」を組織します。

(1)虐待防止委員会は、本会が運営する地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所、介護サービス事業所(介護予防・日常生活支援総合事業を含む)、障害福祉サービス事業所、指定計画相談支援事業所(一体的に運営する指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所を含む)、身体障害者福祉センター、障がい者地域相談支援センター、地域活動支援センター、日中一時支援事業、児童館、及び、放課後児童クラブ(以下「介護・障害福祉サービス事業所等」といいます)の虐待防止責任者を委員とし、介護サービス課介護サービス係を事務局とします。

(2)虐待防止委員会は、身体拘束適正化検討委員会と一体的に行う場合があります。

(3)虐待防止委員会は、年に1回開催する定期虐待防止委員会と、必要に応じて虐待防止委員又は事務局からの発案により開催する臨時虐待防止委員会に分類されます。

(4)虐待防止委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器を言います)を活用して行うことができるものとします。

(5)虐待防止委員が、虐待防止委員会に参加することが難しい場合は、所属事業所の他の職員を虐待防止委員代理として参加させることができるものとします。

(6)虐待防止委員会では、次のような内容について協議するものとします。

①虐待防止委員会その他本会の組織に関すること

②虐待防止のための指針の整備に関すること

③虐待防止のための職員研修の内容に関すること

④虐待防止について、職員が相談や報告できる体制整備に関すること

⑤職員が虐待又は虐待の疑い(以下「虐待等」といいます)を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

⑥虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

(7)臨時虐待防止委員会は、緊急を有する場合、又は、本会事務局長が軽微な案件と認める場合には、書面による会議に変更することができるものとします。

(虐待防止のための職員研修に関する基本方針)

第4条 職員に対する虐待防止のための研修の内容は、虐待に関する基礎的内容等の適切な知識を普及や啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止を徹底します。

介護・障害福祉サービス事業所等では、年1回以上虐待防止のための研修を行います。また、介護・障害福祉サービス事業所等において、新規に職員を採用した時には概ね3ヶ月以内に研修を実施します。ただし、本会の他部署で同等の研修を受けたことがある者については、研修を受講したものとみなし、新規採用時の研修を免除します。

虐待防止研修は、事業の種別ごとに以下の通り実施します。

対象事業	研修種別
地域包括支援センター	介護系
介護サービス事業所(訪問介護以外)	介護系
指定居宅介護支援事業所	介護系
児童館	児童系
放課後児童クラブ	児童・障害系
訪問介護(兼障害ヘルパー)	障害系

対象事業	研修種別
障がい者地域相談支援センター	障害系
障害福祉サービス事業所	障害系
指定計画相談支援事業所	障害系
日中一時支援事業	障害系
身体障害者福祉センター	障害系
地域活動支援センター	障害系

※訪問介護は、障害者虐待防止研修を受講後、高齢者虐待防止との違いについての説明を受けます。放課後児童クラブは、児童虐待防止研修と障害者虐待防止研修の両方を受講します。

虐待防止研修は、身体拘束等の適正化のための研修と一体的に行う場合があります。
研修の実施内容については、記録を5年間保存します。

(本会で虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

第5条 虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

2 虐待を発見した職員が、直接市町村に通報した場合、高齢者虐待防止法第21条、障害者虐待防止法第16条、児童福祉法第33条の12に基づき、虐待通報をしたことを理由として、解雇や不利益な取扱いを行いません。ただし、虐待通報が虚偽であるもの及び一般的に虐待であったと考えることに合理性がない「職員による過失」にあたる場合は除きます。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項)

第6条 職員等が他の職員等による利用者への虐待等を発見した場合、虐待防止責任者に報告します。虐待等を行った者が虐待防止責任者であった場合は、他の上席者等に相談します。

2 虐待防止責任者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った本人及び関係者からの事実確認を行います。虐待等を行った者が虐待防止責任者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。

また、これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。

3 事実確認の結果、虐待の事象が事実であることが確認された場合には、当該職員に対し対応の改善を求めるとともに、就業規則に基づき懲戒等必要な措置を講じます。

4 上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。

5 事実確認を行った内容や、虐待が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事

案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。

6 本会で虐待の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。

7 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

8 職員等が利用者の家族等による利用者への虐待等を発見した場合、虐待防止責任者に報告します。報告を受けた虐待防止責任者は、市町村が指定する虐待通報窓口に報告します。

（成年後見制度の利用支援に関する事項）

第7条 必要に応じて利用者又は利用者の家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、伊勢市成年後見サポートセンターきぼう等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

（虐待等に係る苦情解決方法に関する事項）

第8条 虐待等の苦情相談については、『伊勢市社会福祉協議会福祉サービスに関する「苦情解決」事業実施要綱』に定める苦情解決責任者が、虐待防止委員会に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。

2 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。

3 対応の流れは、上述の「第6条 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」によるものとします。

4 苦情相談窓口寄せられた内容は、苦情解決責任者が相談者にその顛末と対応を報告します。

（本指針の公表に関する基本方針）

第9条 本指針を介護・障害福祉サービス事業所等で閲覧することが出来るようにするとともに、本会のホームページで公開します。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行します。

附則

この指針は、令和5年9月1日より施行します。

附則

この指針は、令和6年1月1日より施行します。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行します。

附則

この指針は、令和7年7月1日より施行します。

【別紙 1】障害児者に対する虐待の法律の適用範囲

障害児者に対する虐待の適用範囲は以下の通りです。

虐待者 年齢	養護者から の虐待	障害福祉サービ ス事業所等(注 3)からの虐待	介護保険事 業所からの 虐待	里親・障害 児入所施設等(注5)	使用者(企 業等)から の虐待	学 校・病 院・保育所 からの虐待
18 歳未満	児童虐待防 止法(注1)	障害者虐待 防止法		児童福祉 法(注6)	障害者虐 待防止法	障害者虐 待防止法
18 歳以上 40 歳未満	障害者虐待 防止法	障害者虐待 防止法			障害者虐 待防止法	障害者虐 待防止法
40 歳以上 65 歳未満	障害者虐待 防止法	障害者虐待 防止法	高齢者虐待 防止法(注4)		障害者虐 待防止法	障害者虐 待防止法
65 歳以上	高齢者虐待 防止法(注2)	障害者虐待 防止法	高齢者虐待 防止法		障害者虐 待防止法	障害者虐 待防止法

注 1: 総則や養護者への支援については障害者虐待防止法が適用されます

注 2: 障害者虐待防止法も同時適用されます。

注 3: 計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所(放課後等デイサービス等)を含みます。

注 4: 介護保険 2 号被保険者の場合です。

注 5: 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

注 6: 延長措置により、18 歳以上になっても引き続き障害児入所施設等に入所している 20 歳未満の障害者を含みます。

伊勢市における障害児者に対する虐待の具体的な通報先は以下の通りです。

	通報先	電話番号
(Ⅰ)18 歳未満の障害児に対する養護者からの虐待、及び、18 歳未満の障害児に対する里親・障害児入所施設等(注1)からの虐待(注2)	伊勢市福祉総合支援センターよりそい(こども家庭相談係)	0596-21-5716
(Ⅱ)65 歳以上の高齢者(障害者含む)に対する養護者からの虐待、及び、40 歳以上の高齢者(障害者含む)に対する介護保険事業所からの虐待	伊勢市東地域包括支援センター 伊勢市五十鈴地域包括支援センター 伊勢市北地域包括支援センター 伊勢市中部地域包括支援センター 伊勢市南地域包括支援センター 伊勢市西地域包括支援センター	0596-44-1165 0596-20-5500 0596-65-5070 0596-27-2424 0596-21-0080 0596-20-5055
(Ⅲ)使用者からの障害者に対する虐待	三重県障害者権利擁護センター	059-224-2798
(Ⅳ)上記(Ⅰ)～(Ⅲ)以外の障害者虐待	伊勢市福祉総合支援センターよりそい(総合相談係)	0596-21-5583

注 1: 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

注 2: 延長措置により、18 歳以上になっても引き続き障害児入所施設等に入所している 20 歳未満の障害者を含みます。